

寒川町選挙管理委員会告示第17号

選挙人名簿の登録の移替えの延期を定めることについて

寒川町議会議員の任期が令和7年2月24日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により本町の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期する。

登録の移替えを	令和7年1月25日から
延期する期間	寒川町議会議員選挙の期 日まで

令和7年1月7日

寒川町選挙管理委員会
委員長 森 一 光